

自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書(通帳)記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間利払日が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額は清算しません。

- ① 預入日から1か月未満に解約の場合

次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が「0%を下回る」ときは「0%」とします。)のうち、最も低い利率を適用します。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率－約定利率×30%

C. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

※「基準利率」とは、中途解約日から満期日までこの預金の元金を預け入れ直した場合に

適用される当組合所定の利率をいいます。

② 預入日から1か月以後に解約の場合

前①のB、C（算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が「0%を下回る」ときは「0%」とします。）のうち、最も低い利率を適用します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「定期預金共通規定」をご参照ください。

以上

令和2年4月1日 改定